

第 11 回規制支援審議会 委員名簿

部門長の推薦する委員

No.	氏名	勤務先及び勤務先所属	分野	専門	備考
1	青木 節子	慶應義塾大学 大学院法務研究科 教授	核セキュリティ	国際法、宇宙法、 核不拡散関連	再任
2	阿部 清治	東北大学 大学院工学研究科量子エネ ルギー工学専攻 特任教授（客員）	安全研究	安全論理、規制基準、 炉心溶融事故対策等	再任
3	神田 玲子	量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 所長	放射線防護	放射線影響、線量評価、 リスクコミュニケーション等	再任

原子力規制庁から推薦のあった委員

No.	氏名	勤務先及び勤務先所属	分野	専門	備考
4	藤田 昇三	藤田昇三法律事務所 弁護士	コンプライアンス	コンプライアンス・内部統 制、危機管理・経済犯罪等	再任
5	小田 大輔	森・濱田松本法律事務所 弁護士	コンプライアンス	コーポレートガバナンス、 コンプライアンス、規制法対 応・取引、訴訟・紛争解決等	再任
6	樋渡 利美	本田正幸国際法律事務所 弁護士	コンプライアンス	コンプライアンス、 行政訴訟、刑事訴訟等	再任

参考：規制支援審議会の設置について（25（達）第39号）抜粋

第5条 委員は、安全研究、核不拡散・核セキュリティ、原子力防災又はコンプライアンスの分野に精通する機構外の専門家又は有識者で、次の各号のいずれにも該当しない公正な立場で審議を行うことができる者とする。

- (1) 機構の経営又は事業運営に関する企画及び立案に関する会議等に出席し、謝金を受ける者（年に数回程度行われる提案公募事業の審査等に係る謝金を受ける者は除く。）
- (2) 機構が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者
- (3) 所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して機構から金銭提供がある者
- (4) 自ら研究申請者となって機構から研究費（外部資金を除く。）の配分を受けている者（研究分担者として研究費の配分を受けている者は除く。）

2 委員は、部門長又は原子力規制庁の推薦を受け、理事長が委嘱する。